

都監第 35 号
平成 26 年 6 月 19 日

請求人

様

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市職員措置請求監査結果通知書

平成 26 年 4 月 21 日付けで請求のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、監査結果について次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求人

氏名

住所

2 請求書の提出

平成 26 年 4 月 21 日

第 2 請求の内容

請求人が提出した都城市職員措置請求(以下「本件請求」という。)の内容(原文のまま)は、次のとおりである。

1 請求の要旨

- (1) 都城市は、都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(以下「本件条例」という。)に基づき、作成単価の限度額にポスター掲示場数を乗じて得た金額を公費負担上限額として、ポスターの作成を業とする者に対して支払うものと定めており、その上限額を 50 万 8,232 円としている。
- (2) 平成 26 年 1 月 26 日執行の都城市議会議員選挙には 38 人が立候補し、その内、本件条例に基づき交付を受けた立候補者は 38 人で、総額は

1,898万7,293円であった。

(3) 都城市の上限額は、以下の①～⑤の理由から実勢価格に比べ著しく乖離した高い設定になっている。

① 請求額から導かれるポスター作成費の実勢価格

本件選挙における各候補者のポスター作成費の公費負担額は、候補38名中37名が50万円以上であり、25万円以下の請求者は1人である。

② 請求人の例

別紙見積書のポスター作成費12万7,260円(単価315円)である。

尚、別紙見積書は説明会前の見積書で作成部数が400枚で計上されているが整合性を取るために部数を404枚に置き換えて記載した。

③ 同一印刷所での印刷金額の差

同一印刷所12名の内9名の候補の公費負担金額は50万4,798円(単価1,249.5円)である。

請求人の額は、あくまで見積書であるため契約書との比較は無理があるかもしれない。しかし、印刷業者にしても根拠のない見積もりは、しないと考えられるのでこの見積書は信憑性があると判断する。

そこで見積書の金額と各候補のポスター作成費用に37万円以上の金額差があるのは不自然である。

④ 他の印刷所での印刷金額の差

畑中候補の公費負担金額は23万5,431円(単価582.75円)である。

畑中候補のポスターを見ても特段安価に仕上げたようには思えないものであり、一般的なポスター作成費であると思われる。

⑤ はがき印刷代の印刷金額の差

選挙運動用通常葉書2,000枚(法第142条)を文書図面の配布が可能として定められているが38名の候補の収支報告書にはがき印刷代として不自然な金額の計上がある。

この印刷代については、公費負担ではないが複数の候補が0円計上し、また複数の候補が5,250円(単価2.6円)と計上されている。

逆に、ある候補は、25万6,200円(単価128.1円)、更には複数の候補が1枚あたり60円～70円と高額な単価設定がなされている。

ポスター作成費は、ほぼ横並びなのに対し、はがき印刷代だけ極端なバラツキがあるのは不自然であり、このポスター印刷代ではがき代を含め、その他の印刷物の全てを精算したと思わざる得ない。

(4) 以上(1)～(3)により、資料1にある候補の公費負担金額のうち25万円

を超える請求は、本件条例に違反し、ポスター作成費以外の経費を請求していると考えるのが相当である。

- (5) 実態と著しく乖離した本件条例(限度額)を放置して、漫然と予算計上した行為は地方財政法第3条に違反している。また、かかる支出は地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反している。

さらに、平成5年1月19日に自治省選挙部管理課から出された「地方公営(任意制)に係る留意事項について」には公費負担の限度額及び算出方法について「地方公共団体における実情を総合的に勘案して適正な額を定めるものとする」と及び「国政選挙以下の単価設定とすべきこと」とある。

- (6) 監査委員は、平成26年1月26日執行の都城市議会議員選挙の選挙ポスターの公営費負担に係る支出の内、支給額25万円以上を請求した37候補の25万円を超える部分の合計である950万1,862円は違法な支出なので、当該印刷業者より返還するよう都城市長に勧告してください。

また、(3)の③・⑤における不自然な金額差異について調査し、その差額分または合理性の認められない金額を、当該印刷業者より返還するよう都城市長に勧告してください。

当該業者より返還が出来ない場合は、本件条例の限度額について漫然と放置した都城市長が弁償するよう勧告してください。

2 事実証明書

- ① 印刷費の一覧表(証拠1)
- ② 株式会社■■■■の見積書②の写し(証拠2)
- ③ 株式会社■■■■の見積書①の写し(証拠3)
- ④ 糊付き耐水ポスターA3料金表(証拠4)

第3 監査委員の除斥

本件請求の監査に当たって、都城市議会選出の杉村義秀監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条の2の規定により、除斥した。

第4 請求の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備していると認め、平成26年4月21日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

平成 26 年 1 月 26 日執行の都城市議会議員選挙（以下「本件市議会議員選挙」という。）における選挙運動用ポスター作成費用（以下「本件選挙運動用ポスター作成費用」という。）の公費負担金（以下「本件公費負担金」という。）について監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 20 日午後 1 時 30 分から、都城市監査委員事務局において、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(1) 請求の要旨

請求人から、請求要旨の補足説明を受けた。

また、請求人の主張は、①本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支出のうち、支給額 25 万円以上を請求した 37 候補者についての各 25 万円を超える部分の合計金額 950 万 1,862 円は違法な支出であることから、当該印刷業者から返還させるよう都城市長に勧告すること、②上記返還がない場合は都城市長が弁償するよう勧告すること、の二点であることを確認した。

(2) 新たな証拠の提出

請求人が主張する上記 25 万円の根拠となる証拠として、新たに「糊付き耐水ポスター A 3 料金表」（証拠 4）と題する文書の提出を受けた。

3 監査対象機関に対する監査

都城市選挙管理委員会に対し、平成 26 年 5 月 1 日から 6 月 5 日までの間、本件選挙運動用ポスター作成費用の支出に係る関係書類の調査及び聞き取り調査を行った。

4 関係人への照会

本市が本件公費負担金を支払った 13 のポスター作成業者（以下「本件業者」という。）に対し、平成 26 年 5 月 1 日、16 日及び 22 日に、本件公費負担金の請求内訳等について文書照会を行い、平成 26 年 5 月 9 日から 6 月 3 日までの間に、全てのポスター作成業者から、その回答を得た。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 公費負担金の支出事務手続について

本市では、都城市議会議員選挙及び都城市長選挙において、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを主な目的として、都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成18年条例第12号。以下「本件条例」という。)第7条から第10条までの規定に基づき、候補者が選挙運動において使用する選挙運動用ポスターの作成費用について、公費で負担している。

そして、その事務手続については、都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程(平成21年都選委告示第35号。以下「本件規程」という。)により、次のとおり規定している。

ア 契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、選挙運動用ポスターについて、ポスター作成業者と有償契約を締結した場合は、選挙管理委員会に対して、当該契約書の写しを添えて、ポスター作成契約届出書を提出する(本件規程第2条第1項、第2項第2号)。

イ 確認の申請と確認書の交付

候補者は、ポスター作成枚数の確認を受けようとする場合は、選挙管理委員会に対して、ポスター作成枚数確認申請書を提出する(本件規程第3条第1項、第2項第2号)。そして、候補者は選挙管理委員会から交付を受けたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する(本件規程第4条)。

ウ 作成証明書の提出

候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する(本件規程第5条第1項、第2項第4号)。

エ 請求書の提出

ポスター作成業者は、市長に対して、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて、請求書を提出する(本件規程第6条第1項、第2項第2号)。

オ 支払

市は、ポスター作成業者からの請求に基づき、同業者に対して、その代金を支払う(本件条例第9条)。

(2) 選挙運動用ポスターに係る公費負担の限度額について

本件市議会議員選挙におけるポスター掲示場の数は、①公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 9 項ただし書、②都城市議会議員及び都城市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成 18 年条例第 11 号）第 3 条、及び③平成 26 年都選委告示第 76 号により、404 か所と定められている。

そして、選挙運動用ポスターの作成単価は、次の算式により、1,258 円（単価の 1 円未満の端数は 1 円とする。）である（本件条例第 9 条）。

$$\text{単価} = \frac{510 \text{ 円 } 48 \text{ 銭} \times 404 (\text{ポスター掲示場の数}) + 301,875 \text{ 円}}{404 (\text{ポスター掲示場の数})}$$

したがって、候補者一人当たりの公費負担の限度額は、次の計算式により、508,232 円となる（本件条例第 10 条）。

$$1,258 \text{ 円} \times 404 \text{ 枚} = 508,232 \text{ 円}$$

(3) 本件公費負担金について

本件公費負担金の支払対象となった候補者数は 38 名である。本市は、平成 26 年 2 月 5 日から 2 月 25 日までの間に、本件業者に対して、それぞれの請求に基づき、本件公費負担金として、合計金額 18,987,293 円を支出した。本件公費負担金の候補者別の金額は、「選挙ポスター公費負担金一覧表」【別紙 1】のとおりであり、これは、請求人の提出した「印刷費の一覧表」（証拠 1）に記載されている印刷会社、契約単価及び公費負担額と一致している。

この「選挙ポスター公費負担金一覧表」によると、本件公費負担金の金額と候補者数は、次のとおりであり、本件公費負担金の候補者一人当たり平均金額は、499,666 円（単価 1,237 円）である。

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| ① | 235,431 円（単価 583 円） | 1 名 |
| ② | 500,960 円（単価 1,240 円） | 3 名 |
| ③ | 504,798 円（単価 1,250 円） | 9 名 |
| ④ | 508,232 円（単価 1,258 円） | 25 名 |

(4) 本件選挙運動用ポスター作成費用の請求内訳について

本件業者に対して、各候補者別の請求内訳を照会した。その回答に基づき、本件業者ごとに、請求内訳ごとの平均金額をまとめたものが「本件業者ごとの選挙ポスター作成費用内訳（平均金額）一覧表」【別紙 2】である。

また、本件業者Cに対して、選挙ポスター作成費用について、請求人の見積内訳と各候補者の請求内訳を照会した。その回答に基づき、作成したものが「本件業者Cについての各候補者と請求人との選挙ポスター作成費用の請求・見積内訳一覧表」【別紙3】である。これによると、各候補者にあつては企画費（平均 87,540 円）や編集デザイン費（平均 143,333 円）等が計上されているのに対して、請求人にあつては、企画費について「前回企画データ有り」と、また、編集デザイン費について「先方データ持ち込み」として、これらが計上されていない。

(5) ポスターの印刷料金について

請求人が証拠として提出した各見積書（証拠2及び証拠3）を作成した本件業者Cからは、選挙ポスターの作成費について、「一般的に、選挙ポスターを作成するに当たっては、候補者ごとに、それぞれポスターの企画、デザイン、撮影の有無、校正回数等が異なるため、作成料金の算出に当たっては、経済調査会発行の積算資料印刷料金を基に積算しているが、個別具体的には、各営業担当者が諸般の事情を勘案して、値引き処理を行っている。」と回答があつた。

そこで、印刷料金の積算内訳のうち金額の高い企画費及びデザイン費について、この財団法人経済調査会「印刷料金 2001 年版」を見てみると、次のように掲載されている（同書6ページ）。

① 企画

参考料金 総額の 10～30%

参考情報 料金水準は、受注側の業態や過去の実績・著名度、発注側の要求や参画度合い、媒体の種類や発行状態・制作数量、業務の契約形態等、さまざまな要因により大きく異なる。
調査・資料収集等に関わる費用は別途。

② ポスターの編集デザイン

参考料金 A1～A2 90,000 円程度/枚～

参考情報 料金水準は、受注側の業態や過去の実績・著名度、発注側の要求や参画度合い、印刷物の種類や発行状態・制作数量、業務の契約形態等、さまざまな要因により大きく異なる。用字用語統一や校閲に関わる費用は別途。

(6) 請求人提出の見積書について

請求人は、本件請求の要旨1の(3)の②において、ポスター作成費は

12万7,260円（単価315円。404枚分）である旨主張し、証拠として、本件業者Cの見積書②（証拠2）（以下「本件請求人見積書②」という。）を提出した。

本件請求人見積書②は、本件業者Cが、平成25年11月14日付けで作成したものであり、「選管より経費が支払われなかった場合」として、品名・ポスター、数量400枚、単価300円、金額120,000円と記載されているほか、パンフレット2,000枚80,000円、名刺3,000枚54,000円、立て看板6枚60,000円、合計329,700円（消費税5%を含む。）と記載されている。

また、請求人は、証拠として、本件業者Cの見積書①（証拠3）（以下「本件請求人見積書①」という。）を提出している。これは、本件業者Cが、平成25年11月14日付けで作成したものであり、「選管より経費が支払われた場合」として、品名・ポスター、数量400枚、単価20円、金額8,000円と記載されているほか、パンフレット2,000枚8,000円、名刺3,000枚9,000円、立て看板6枚6,000円、合計32,550円（消費税5%を含む。）と記載されている。

そして、これらの見積書を作成した本件業者Cからは、「選管より経費が支払われなかった場合」及び「選管より経費が支払われた場合」の2種類の見積書を作成した経緯について、「営業担当が訪問した際に諸事情でお金がないので安くしてほしい。前回他社で印刷した際は、公費負担分以外で実質3～4万円くらいの支出だった。今回はポスターのデータ持ち込み、他社との価格競争であること、先方よりポスターを制作するのに公費負担分があるので、通常の見積もりと実際支払う見積もりを提出してほしいという要望がありました。」と回答があった。

2 監査委員の判断

請求人の陳述及び提出された証拠、並びに都城市選挙管理委員会への調査結果及び関係人への照会の結果に基づき、次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張について

請求人の陳述の結果、請求人の主張は、次の二点であることを確認した。

- ① 本件公費負担金に係る支出のうち、支給額25万円以上を請求した37候補者についての各25万円を超える部分の合計金額950万1,862円は違法な支出であるから、当該ポスター作成業者から返還させるよう都城市長に勧告すること。

② 上記返還がない場合は都城市長が弁償するよう勧告すること。

(2) 公費負担金の支出事務手続について

本件公費負担金の支出は、公職選挙法第 143 条第 15 項並びにこれを受けた本件条例及び本件規程に基づくものである。これら規定においては、候補者は一定の限度額の範囲内で公費によりポスターを作成することができること、ポスター作成単価に関しては何らの制限を設けていないこと、及びポスター作成業者から請求があった場合市は作成限度の範囲内の金額を同業者に支払うことを定めるだけで、支出の段階でポスター作成単価の相当性に関して実質的な調査をすべき旨を定めていない。

これらは、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したもの」であり、したがって、地方公共団体は、「候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているもの」と解されている（名古屋高等裁判所平成 14 年 1 月 23 日判決・第一法規法情報総合データベース <https://www.d1-law.com/>）。

(3) 請求人の主張する 25 万円の根拠について

ア 本件請求人見積書②について

請求人は、本件公費負担金に係る支出のうち、一人当たり 25 万円を超える部分は違法な支出である旨主張している。そして、請求人は、25 万円の根拠資料として、本件業者 C 作成の本件請求人見積書②（証拠 2）及び本件請求人見積書①（証拠 3）をそれぞれ提出した。

しかし、本件請求人見積書②は、前記 1 の (6) 記載のとおり、請求人がデータを持ち込むという前提で、同 (4) 記載のとおり、企画費、デザイン費等を計上していないものである。そうすると、本件選挙運動用ポスター作成費用について、企画費、デザイン費等を計上している候

補者の金額とこれらを計上していない請求人の金額とを比較することが適当でないことは明らかである。

イ 本件請求人見積書①について

請求人が提出した本件請求人見積書①は、ポスター作成費として 8,000 円（単価 20 円）と記載されている。しかし、この見積書は、ポスター作成費用について、「選管より経費が支払われた場合」に関するものであるから、請求人が負担する分は無料となるはずである。そうすると、この見積書は、ポスター作成費に関しては、証拠としての価値は何ら有しないといわなければならない。

ウ 糊付き耐水ポスター A 3 料金表について

請求人は、25 万円の根拠資料として、インターネットで収集したとする、「糊付き耐水ポスター A 3 料金表」（証拠 4）と題する文書を提出した。これには、糊付き耐水ポスター A 3 の印刷料金として、数量 400 枚で 116,000 円と記載されている。

しかし、印刷費の料金は、受注側の業態や過去の実績・著名度、発注側の要求や参画度合い、印刷物の種類や発行状態・制作数量、業務の契約形態等さまざまな要因により大きく異なるのが一般的であるから、インターネットに掲載されている価格が一般的に適正な価格と即断することはできない。

エ 畑中候補の公費負担金が一般的なポスター作成費であるとの主張について

請求人は、本件請求の要旨 1 の (3) の④において、畑中候補の公費負担金額 23 万 5,431 円が一般的なポスター作成費であると思われる旨主張している。

しかし、上記ウで述べたとおり、印刷費の料金は、さまざまな費用により大きく異なるのが一般的であることから、候補者のうち一番低廉な価格が適正価格であるということとはできない。

オ 25 万円が適正価格であるとの主張について

前記 1 の (3) 記載のとおり、畑中候補以外の候補者の本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担金は、500,960 円、504,798 円又は 508,232 円であったところから、約 50 万円の半分の金額である 25 万円を適正

価格としたものと推察される。

しかし、上記 50 万円の半分の金額をもって適正価格であるということとはできない。

カ 結論

以上のとおりであるから、請求人の主張する 25 万円という金額は、具体的かつ客観的な根拠に基づくものということとはできない。

(4) ポスター作成業者への支払金額の適否について

本件公費負担金は、前記 1 の(3)のとおり、235,431 円（単価 583 円）が 1 名、500,960 円（単価 1,240 円）が 3 名、504,798 円（単価 1,250 円）が 9 名、508,232 円（単価 1,258 円）が 25 名となっており、候補者 38 名中 37 名の本件公費負担金が 50 万円台（単価 1,200 円台）である。

ところで、ポスターの作成相場については、前記 1 の(5)のとおり、一般的には、企画費は総額の 10～30%、編集デザイン費は A 1～A 2 で 90,000 円程度以上を基本とし、個別具体的な料金は、受注側の業態や過去の実績・著名度、発注側の要求や参画度合い、媒体・印刷物の種類や発行状態・制作数量、業務の契約形態等、さまざまな要因により大きく異なることが認められる。

そして、選挙運動用ポスターについては、一般的に「候補者が有権者に対して自己の氏名や人物像を訴えるための重要な媒体であり、その点から上記の仕様、デザイン等の面において通常とは異なる配慮が必要となってくるもの」（京都地方裁判所平成 23 年 2 月 24 日判決・判例自治 357 号 9 ページ）と解されている。

そうすると、畑中候補以外の 37 名の各候補者に対する本件公費負担金各 25 万円を超える部分が違法・不当な支出であるということとはできない。

ちなみに、請求人は、平成 22 年 1 月 24 日執行の都城市議会議員選挙に立候補し、本件条例に基づき選挙運動用ポスター作成費用として 505,000 円の公費負担を受けている。

3 結論

以上のことから、請求人の主張は、いずれも理由がないものと認め、本件請求を棄却する。

第7 監査委員の意見

選挙ポスター作成費の公費負担については、これが公費による支出であること、本件請求類似の住民による監査請求や訴訟の提起が全国的に散見されるなど市民の関心が高まっていること等に鑑み、透明性、公平性が求められる。

都城市選挙管理委員会においては、候補者への公費負担制度の更なる周知徹底を図るとともに、ポスター作成業者に対してポスター作成費の請求の内訳書の提出を求めるなど、より適正な支出手続に努められたい。

選挙ポスター公費負担金一覧表

No.	氏 名	発注会社(債権者)	公費負担金	候補者数	単価 (※)
1	畑 中 ゆう子	A業者	235,431円	1人	583円
2	筒 井 紀 夫	B業者	500,960円	3人	1,240円
3	荒 神 稔	B業者	500,960円		
4	有 田 辰 二	B業者	500,960円		
5	佐 藤 紀 子	C業者	504,798円	9人	1,250円
6	音 堅 良 一	C業者	504,798円		
7	大 浦 さとる	C業者	504,798円		
8	竹之下 一 美	C業者	504,798円		
9	西 川 洋 史	C業者	504,798円		
10	坂 元 良 之	C業者	504,798円		
11	相 葉 一 夫	C業者	504,798円		
12	新 内 友 靖	C業者	504,798円		
13	斉 藤 卓 治	C業者	504,798円		
14	児 玉 優 一	C業者	508,232円	25人	1,258円
15	三 角 光 洋	C業者	508,232円		
16	神 脇 清 照	C業者	508,232円		
17	永 山 透	D業者	508,232円		
18	徳 留 八 郎	D業者	508,232円		
19	上 坂 月 夫	D業者	508,232円		
20	福 島 勝 郎	D業者	508,232円		
21	森 り え	D業者	508,232円		
22	杉 村 義 秀	D業者	508,232円		
23	黒 木 優 一	D業者	508,232円		
24	迫 間 輝 昭	D業者	508,232円		
25	榆 田 勉	D業者	508,232円		
26	下 山 隆 史	E業者	508,232円		
27	榆 田 美 浩	E業者	508,232円		
28	中 田 悟	E業者	508,232円		
29	小 玉 忠 宏	E業者	508,232円		
30	永 田 照 明	E業者	508,232円		
31	永 田 浩 一	F業者	508,232円		
32	長 友 潤 治	G業者	508,232円		
33	榎 木 智 幸	H業者	508,232円		
34	川 内 賢 幸	I業者	508,232円		
35	蔵 屋 保	J業者	508,232円		
36	江内谷 満 義	K業者	508,232円		
37	東 口 良 伸	L業者	508,232円		
38	佐 藤 博 幸	M業者	508,232円		
合計金額			18,987,293円	38人	
38候補者の平均			499,666円		1,237円

※ 単価は、公費負担金を404枚で除したものであり、小数点第1位を四捨五入したものである。

(単位：円)

本件業者ごとの選挙ポスター作成費用内訳 (平均金額) 一覧表

業者 請求内訳	C (12人平均)	A (1人)	B (3人平均)	D (9人平均)	E (5人平均)	F (1人)	G (1人)	H (1人)	I (1人)	J (1人)	K (1人)	L (1人)	M (1人)
企画費	87,540	91,000	76,667	60,000	180,000		50,000	100,000	200,000	60,000	50,000	90,000	60,000
編集デザイン費	143,333		198,150	105,000			100,000	80,000		170,000	-		190,000
写真撮影費	9,167	-	-		-	250,000	20,000	-	-	-	80,000	-	30,000
写真データ作成基本 写真データ切り抜き 及びデータ処理費	2,800	-	-	35,000	-		-	-	-	10,000	-	30,000	-
DTPメイクアップ 及び校正費	19,000	8,220	-	60,000	50,000		100,000	75,000	90,000	-	80,000	70,000	12,000
色校正費	9,600	-	28,167				16,000	30,000	80,000	12,000	80,000	50,000	12,000
刷版費	10,800	-	13,333	-	75,000		60,000	150,000	50,000	58,000	85,000	40,000	45,000
印刷費	29,600	85,000	48,000	100,000	30,000	80,000			10,000	10,000	8,000	30,000	
製本費	10,000	-		15,000	20,000								
用紙費	56,000	40,000	58,000	65,000	65,000	44,031	60,000	46,000	70,000	60,000	66,200	60,030	50,000
諸経費 (営業等)	113,802	-	62,000	44,030	84,000	60,000	100,000	3,031	-	88,031	35,000	84,000	120,000
値引き (消費税前)	-11,565	-	-	-	-	-	-21,970	-	-	-	-	-	-34,969
小計	481,578	224,220	484,317	484,030	504,000	484,031	484,030	484,031	520,000	484,031	484,200	484,030	484,031
消費税	24,079	11,211	24,215	24,202	25,200	24,201	24,202	24,201	26,000	24,201	24,210	24,202	24,201
値引き (消費税後)	-	-	-7,572	-	-20,968	-	-	-	-37,768	-	-178	-	-
合計	505,657	235,431	500,960	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232	508,232

※ 消費税額は、値引前に掛けている業者と値引後で掛けている業者がある。

本件業者Cについての各候補者と請求人との選挙ポスター作成費用の請求・見積内訳一覧表

(単位：円)

請求内訳	候補者	候補者 a	候補者 b	候補者 c	候補者 d	候補者 e	候補者 f	候補者 g	候補者 h	候補者 i	候補者 j	候補者 k	候補者 l	候補者の平均	請求人
企画費		86,790	86,790	86,790	89,790	86,790	86,790	86,790	86,790	89,790	86,790	88,290	88,290	87,540	前回企画データ有り
編集デザイン費		150,000	150,000	150,000	140,000	150,000	130,000	150,000	135,000	140,000	150,000	140,000	135,000	143,333	先方データ持ち込み
写真撮影費		0	0	0	20,000	0	20,000	0	15,000	20,000	0	15,000	20,000	9,167	0
写真データ作成基本		2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	0
写真データ切り抜き及びデータ処理費		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	0
DTPメイクアップ及び校正費		19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0
色校正費		9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
刷版費		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
印刷費		29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600
製本費		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
用紙費		56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
諸経費		112,827	112,827	112,827	116,727	112,827	112,827	112,827	112,827	116,727	112,827	114,777	114,777	113,802	34,800
値引き		-8,157	-8,157	-8,157	-21,787	-8,157	-4,887	-4,887	-8,157	-25,057	-8,157	-16,607	-16,607	-11,565	-30,800
小計		480,760	480,760	480,760	484,030	480,760	484,030	484,030	480,760	480,760	480,760	480,760	480,760	481,578	120,000
消費税		24,038	24,038	24,038	24,202	24,038	24,202	24,202	24,038	24,038	24,038	24,038	24,038	24,079	6,000
合計		504,798	504,798	504,798	508,232	504,798	508,232	508,232	504,798	504,798	504,798	504,798	504,798	505,657	126,000

(注) 請求人に関する「内訳」については、見積内訳である。